

議案第 17 号

東京都板橋区立天津わかしお学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 6 日

提出者 板橋区教育委員会教育長 長 沼 豊

東京都板橋区立天津わかしお学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

東京都板橋区立天津わかしお学校寄宿舎の管理運営に関する規則（昭和 42 年板橋区教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。
る。

第 19 条中「988 円」を「1,120 円」に、「1,020 円」を「1,152 円」に改める。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

食料品高騰の影響により、現在の賄費の金額では今後も同様の量・質の食事を提供することが困難となっている。

東京都板橋区立天津わかしお学校寄宿舎の管理運営に関する規則 新旧対照表

新	旧
第1条～第18条 略 (賄費の納入) 第19条 寄宿舎の賄費は、次のとおりとし、その月の額を翌月の5日までに納入しなければならない。ただし、3月、7月及び12月の賄費については、その月の末日までに納入するものとする。 賄費 日額 3年生及び4年生にあつては 1,120 円、5年生及び6年生にあつては 1,152 円 以下略 付則 この規則は、令和8年4月1日から施行する。	第1条～第18条 略 (賄費の納入) 第19条 寄宿舎の賄費は、次のとおりとし、その月の額を翌月の5日までに納入しなければならない。ただし、3月、7月及び12月の賄費については、その月の末日までに納入するものとする。 賄費 日額 3年生及び4年生にあつては 988 円、5年生及び6年生にあつては 1,020 円 以下略